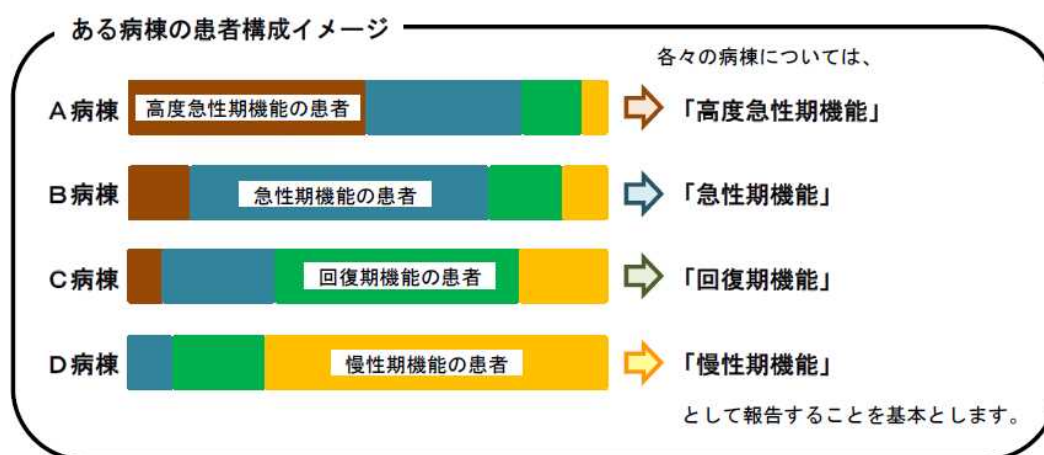


## 病床機能報告について

- 地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、以下の事項等を都道府県に報告するもの。
  - ・ 担っている医療機能（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）
  - ・ 構造設備、人員配置等に関する項目
  - ・ 具体的な医療の内容に関する項目
- 対象となる医療機関は、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所
- 各医療機関は、病床において担っている医療機能を定性的な基準を参考に選択し、病棟単位で報告する。
- 病棟が担う医療機能のいずれか1つを選択して報告することとしており、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、最も多くの割合を占める病期の患者に提供する医療機能を報告する。



「平成 29 年度病床機能報告 報告マニュアル」より

- なお、地域医療構想における病床数の推計値は、将来の医療需要の推計値を一定の病床稼働率で割り戻して算出したものであり、病床機能区分（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）の定義も病床機能報告とは異なっていることから、単純な比較はできない。